

# 水源地域整備計画の決定及び事業の実施までの流れ

(第2条第2項)

## 「指定ダム」 (=水特法の対象) の指定

都道府県知事・市町村長の要望

○政令により指定

※建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダム  
(水没住宅戸数20戸以上、又は水没農地面積20ha以上(北海道は60ha以上))

※このうち、水没する住宅の数が特に多い、又は農地の面積が特に大きいダムは、  
第9条第1項による指定を行う。  
(水没住宅戸数150戸以上、又は水没農地面積150ha以上。ただし、ダムの建設  
により他の都府県が著しい利益を受ける場合は、75戸以上又は75ha以上)

ダム指定日...石木ダム 昭和57年12月28日(政令第320号)  
本明川ダム 平成28年3月30日(政令第92号)

(第3条第1項)

## 水源地域 (法の対象地域) の指定

(第3条第1項)

都道府県知事の申し出  
(ダム等事業の所管行政機関の長を経由)

○国土交通大臣が指定  
(官報により公示)

※指定ダム等の建設によりその基礎条件  
が著しく変化すると認められる地域  
※ダムの貯水池に面する区域

(第4条第3項)

## 水源地域整備計画の決定

(第4条第1項)

都道府県知事が案を作成し提出  
(ダム等事業の所管行政機関の長を経由)

○国土交通大臣が決定  
(官報により公示)

※土地改良、治水、道路等、24区分の事業  
を整備計画に定めることができる。  
(第5条の1)

(第6条)

## 国、県、市町村等による整備事業の実施

黒文字：手続きが終了しているもの  
赤文字：今年度行った手続き  
緑文字：来年度以降行う予定の手続き